# ○津山圏域衛生処理組合財政事情の公表に関する条例

令和元年１０月２８日
津山圏域衛生処理組条例第５号

（目的）

第１条　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 1 項の規定により管理者の住民に対する財政に関する事項（以下「財政事情」という。）の公表は，この条例の定めるところによる。

（準用）

第２条　財政事情の公表に関する事項については，津山市財政事情の公表等に関する条例（昭和 39 年津山市条例第４号）を準用する。

付　　則

この条例は，公布の日から施行する。